

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月17日（平成28年（行情）諮問第238号）

答申日：平成28年10月24日（平成28年度（行情）答申第472号）

事件名：「諸外国の島嶼部における国境警備」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「諸外国の島嶼部における国境警備 平成24年3月 特定法人」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月3日付け防官文第1665号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

特定法人では研究員の氏名を公表しているため、不開示とされた氏名も公表されている可能性がある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『諸外国の島嶼部における国境警備』に関する調査研究」。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」を求めるものであり、該当する行政文書の紙媒体を特定して行った。平成27年6月26日付け防官文第10241号による一部開示決定に対し、電磁的記録の特定を求める異議申立てがなされたことから、平成28年2月1日付け防衛大臣決定により、電磁的記録についても特定するとしてを受け、同月3日付け防官文第1665号により、当該電磁的記録を特定文書とする一部開示決定（原処分）を行ったところ、本件異議申立てがされたものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書中、136頁の研究員の氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「特定法人では研究員の氏名を公表しているのに、不開示とされた氏名も公表されている可能性がある。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、仮に異議申立人が主張するように特定法人に所属する研究員の氏名が公表されていたとしても、本件対象文書に係る調査研究に携わった特定の研究員の氏名まで公表されてはならず、法5条1号イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

なお、本件異議申立てを受け、同特定法人に対し、本件対象文書に記載された研究員の氏名の開示の可否について照会したところ、開示した場合、当該研究員に対し、直接質疑がなされたり、引き抜き等が行われるおそれがあることから原則として公にしておらず、また、本調査研究の内容に鑑みれば、当該研究員の身辺に危害が及ぶおそれもあることから、開示することについて同意できない旨の回答を得ている。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月17日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年4月14日 | 審議 |
| ④ 同年10月12日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊研究本部の委託研究として特定法人が作成した調査研究報告書であり、処分庁は、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、本件対象文書に係る調査研究に携わった特定法人の研究員の氏名が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書口及びハに該当する事情は認められない。

また、異議申立人は、「特定法人では研究員の氏名を公表しているのに、不開示とされた氏名も公表されている可能性がある。」と主張しているが、上記第3の3のとおり、本件対象文書に係る調査研究に携わった特定の研究員の氏名は公表されておらず、特定法人も本件対象文書に記載された研究員の氏名の開示には同意できないと回答しているとのことであるから、上記研究員の氏名は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、法5条1号ただし書きイに該当するとは認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子